

社会福祉法人六甲鶴寿園 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人六甲鶴寿園（以下「この法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬額)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、別表1に定める報酬を、評議員に対しては別表2に定める報酬を、支給することができる。

2 法人の役員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(役員に対する報酬総額)

第4条 役員に対する年間報酬総額は、次のとおりとする。

- 1 全理事の総額 500万円以内
- 2 全監事の総額 100万円以内

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(日当を除く交通費及び宿泊費)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員の報酬及び費用弁償は、必要の都度支払う。

- 2 第1項の規定に係わらず、役員が常勤的に職務の執行を行う場合は、1か月分まとめて支払うことができる。
- 3 役員及び評議員の報酬及び費用弁償は、全額通貨で直接支払う。ただし、本人の同意がある場合には、金融機関への口座振替によることができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月22日(定時評議員会の議決日)から施行する。

附則

この規程は令和3年2月26日から施行し、第3条の規定は令和3年1月15日から適用する。

附則

この規程は令和3年6月28日から施行する。

別表1 役員に対する報酬

	日額
理事	20,000円
監事	20,000円

*報酬支出額は源泉徴収所得税額を加算した額になることに留意すること。(日額は手取額)

別表2 評議員に対する報酬

	日額
評議員	20,000円

*報酬支出額は源泉徴収所得税額を加算した額になることに留意すること。(日額は手取額)